公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

不動産流通市場の活性化による中古住宅の流通促進を図るため、広島県が運用するデータ連携基盤DoboXを活用した「不動産取引に必要な情報の一元化・オープン化」に係る基本計画を検討する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年12月28日まで

(4) 予算額

11,503,800円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 注意事項

- (1) 公募型プロポーザル参加資格申請書(以下「申請書」という。)
 - ア 申請書(様式1)提出期限

令和5年5月25日(木)午後5時(必着)

イ 添付資料

公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、 次に掲げる必要な書類を申請書に添付すること。

ただし、広島県の「令和4~6年物品・委託役務競争入札参加資格」を有している場合は、財務諸表及び納税証明書(下記⑤~⑦)の提出は不要とする。

- ① 会社概要説明書(様式2)
- ② グループ構成書(様式3)、委任状(様式4)※グループ企業体で提案する場合のみ
- ③ 業務実績書(様式5)
- ④ 電子データの保存等に関する申出書(様式6)
- ⑤ 財務諸表:最新決算年度の貸借対照表、損益計算書
- ⑥ 広島県の納税証明書(発行日が申請日から3か月以内のもの)
- ⑦ 消費税及び地方消費税(国税)の納税証明書(発行日が申請日から3か月以内のもの)
- (2) 仕様書に対する質問書(以下「質問書」という。)
 - ア 質問書(様式7)提出期限

令和5年6月2日(金)正午(必着)

イ 上記アに対する回答

令和5年6月5日(月)に公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問内容が質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 提案書

ア 提案書提出期限

令和5年6月7日(水)正午(必着)

イ 提案書の取扱い

提出された提案書の返却は行わないものとする。また、提案書は、広島県情報公開条例に基づき公開する場合を除いて、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

(4) 申請書、質問書及び提案書(以下「関係書類」という。)の提出方法

ア 提出場所

〒730-8511 広島市中区基町 10番 52号

広島県土木建築局住宅課(広島県庁北館5階)

電話:082-513-4167 (ダイヤルイン)

電子メール: dojutaku@pref. hiroshima. lg. jp

イ 提出方法

- ・ (1) 申請書及び(2) 質問書の提出は、持参、郵便等又は電子メールによること。
- ・ (3) 提案書の提出は、持参又は郵便等によること。
- ・ 郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信 書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆ る「メール便」はこれに当たらない。)

ウ 費用負担

関係書類の作成及び提出に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

工 虚偽記載

関係書類に虚偽の記載をした場合には、提出された関係書類を無効とするとともに、指 名除外の措置を行うことがある。

(5) 提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリング実施場所等

ア日時

令和5年6月8日(木)14時~16時 ※具体的な時間帯は各提案者に個別に通知する。

イ場所

オンライン会議システム (Zoom) で審査を行う。

ウ 説明時間

- ・ 質疑応答の時間を含めて提案者あたり30分程度とする。
- ・ プレゼンテーションは提出した提案書の内容に限る。(追加提案や資料配布は不可)

エ 出席者

公募型プロポーザル参加資格を有している事業者とする。ただし、オンライン会議システムへの入室は3名までとし、主たる説明者は当該業務を実施する場合の総括責任予定者とする。

(6) 最優秀提案者の決定

ア 最優秀提案者の決定

- イ 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等
 - 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ・ 上記の通知を受けた者は、広島県土木建築局住宅課に対してその理由説明を求めることができる。

- ・ この説明を求める場合は、令和5年6月13日(火)までに、その旨を記載した書類を電子メールで提出すること。
- ・ 上記に対する回答は、令和5年6月14日(水)までに、電子メールにより行う。
- (7) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(8) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領 公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金 公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約 適用なし

4 添付書類

- (1) 公告の写し
- (2) 仕様書
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)
- (4) 会社概要説明書(様式2)
- (5) グループ構成書(様式3)
- (6) 委任状(様式4)
- (7) 業務実績書(様式5)
- (8) 電子データの保存等に関する申出書(様式6)
- (9) 仕様書等に対する質問書(様式7)
- (10) 取り下げ願い書(様式8)
- (11) 契約書 (案)
- (12) 公募型プロポーザル提案書作成要領
- (13) 評価基準

【問い合わせ先】

広島県土木建築局住宅課 担当 弘田 電話 082-513-4167 (ダイヤルイン)